

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

30 March 2023

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 80

「グローバル・パブリックM&A ガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 80 となる本号では、金融庁による公開買付制度及び大量保有報告制度の見直し、2023 年度シンガポール政府予算案等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：金融庁による公開買付制度及び大量保有報告制度の見直し

2. アジア

シンガポール：2023 年度シンガポール政府予算案

香港：2023/24 年度予算案

ベトナム：新マネーロンダリング防止法

3. 米州

米国：米国の経済的実体の原則に関する罰則の強化の可能性

4. 欧州

ドイツ：金融セクターの所有者管理規則の変更

5. ESG/ Sustainability

シンガポール：2022 年電気自動車充電法の成立

米国：役員報酬と業績の関連性についての開示に関する SEC ガイドラインの公表

「弁護士・依頼者間の秘匿特権
(英語)」グローバルガイド
第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (英語)」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド(無料)をご希望の方はメールにてご連絡ください。



1. 日本

日本

金融庁による公開買付制度及び大量保有報告制度の見直し

金融庁は、2023年3月2日の金融審議会総会において、公開買付制度及び大量保有報告制度等の見直しについて諮問した。日本の公開買付制度及び大量保有報告制度は2006年以降、大きな改正がなされていなかったが、近時の資本市場における環境変化を踏まえ、市場の透明性・公正性の確保や、企業と投資家との間の建設的な対話の促進等の観点から、各制度について見直しを検討することとなる。

同日付の金融審議会総会での説明資料によれば、現行の公開買付制度について、市場内取引等を通じた非友好的買収の増加及びM&Aの多様化を踏まえて、以下の点を検討することとされている。

- 公開買付規制の適用範囲(市場内取引の取扱い、閾値等)の見直し
- 公開買付けの強圧性を解消・低減させるための方策
- 公開買付規制の柔軟化

この点、現行の強制公開買付規制は、基本的に、取引所金融市場外での株券等の買付け等に対して適用されるものであり(金商法27の2第1項1号及び2号)、市場内立会時間外取引による買付け等(同項3号)や急速な買付け等(同項5号)などの一部の例外を除き、市場内取引には、原則として同規制の適用はない。しかし、近年市場内取引によって株式を急速に買い集めることで3分の1超の議決権を取得する同意なき買収事例もあり、そのような市場内での大量取得について公開買付けの手続きを通じて十分な情報開示をさせるべく強制公開買付規制を適用させるか(及び適用される場合の閾値)を検討するものと考えられる¹。また、公開買付けの強圧性を解消・低減するための方策としては、例えば、現行制度において議決権の3分の2以上を取得される場合に限り適用される全部勧誘・全部買付義務の適用範囲等について検討することとなると考えられる。

また、同説明資料によれば、現行の大量保有報告制度について、特例報告制度の適用要件の明確化、共同保有者の範囲の明確化及び現金決済型エクイティ・デリバティブ取引の取扱いの明確化を検討することとされている。加えて、実質株主の透明性を図るための方策についても検討対象となっている。

本ニューズレターでは全てについて言及することはできないが、例えば、近年のパッシブ投資及び協働エンゲージメントは増加傾向にあるものの²、協働エンゲージメントを行う場合における課題として、特例報告制度の適用を受けるために必要な重要提案行為等の該当性判断(金商法27条の26第1項)、及び株券等保有割合の算出において合算する必要がある共同保有者の該当性判断が不明確といった指摘がなされており³、これらに対応する法改正について検討がなされるものと考えられる。

[最初のページに戻る](#)

¹ この点、市場内買付けに関しては、経済産業省の「公正な買収の在り方研究会」における主要な論点に関するパブリックコンサルテーション(2023年2月22日~2023年3月15日)においても、市場内における急速な買付けの影響を排除する等の観点から、買収者及び経営陣を除いた株主の意思を確認すること(いわゆるMOM決議)が合理的な場合もあるかについて議論されている。

² スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議(第27回)事務局資料28ページ参照

³ 脚注2資料の29ページ参照

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU およびその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



2. アジア

シンガポール

2023 年度シンガポール政府予算案⁴

概要

2023 年度シンガポール政府予算案（以下、「2023 年度予算案」）は、同国の経済状況の回復と革新的な体制の構築に重点を置く編成となっている。シンガポールは、COVID-19 のパンデミックから脱するにつれて、現在は、全世界が不透明感に包まれる中、インフレ圧力への対処に取り組んでいる。2023 年度予算案では、引き続き財政健全化の維持を念頭に、今後の課題を乗り越えるために企業と家庭へ支援を提供することを意図している。

特に、シンガポール政府（以下、「政府」）が、2025 年から OECD の第二の柱の施策を実施する意向を発表したこと、また、政府が、国内トップアップ税（以下、「QDMTT」）を実施し、同国における多国籍企業グループの実効税率が 15% になるよう課税を行う旨を確認したことが重要である。また、シンガポールは、競争力を維持するために、主要な税制優遇措置を維持し延長する。同国税制の公正性と柔軟性の強化に沿うよう、購入者印紙税率（Buyer's stamp duty）も変更された。

2023 年度予算案に伴う重要な事項について、以下に述べる。

背景

2023 年度予算案は、2023 年 2 月 14 日に、シンガポールの副首相兼財務大臣のローレンス・ウォン（以下、「財務大臣」）から提示された。インフレ上昇と地政学的緊張を鑑み、国民と企業が増大する支出に対処できるよう短期的な支援を行うだけでなく、長期的な視点で革新を促し、シンガポールの競争力を維持するために、2023 年度予算案に総合的施策を計上している。

シンガポールは、適用対象企業の 2025 年 1 月 1 日以降に開始する各事業年度から、グローバル税源浸食防止ルール（以下、「GloBE ルール」）及び QDMTT を実施する意向であるとの重要な発表がなされた。しかしながら、財務大臣は、税源浸食及び利益移転（BEPS）2.0 プロジェクトの展開が流動的であることを認めており、また、国際的にさらに遅延するならば、政府には実施日程を調整する用意があるとも述べている。この発表は、実施日程がほぼ確定していることを示しており、また、同国税制の重要な変更に先立ち、企業に対し、準備のために十分な時間を提供するという政府の姿勢とも整合している。

また、政府は、2つの主要な税制優遇措置（パイオニア企業優遇制度及び開発・拡張優遇制度）を含め、現行の各種税制を延長した。もっとも、財務大臣は、昨年度の予算案と同様に、新規の投資を誘致するには税制優遇措置を利用するための適用範囲が十分ではないと再び述べている。経済競争は、世界的に厳しさを増しており、シンガポールには楽観視する余裕はなく、革新を促進しなければならない。この目的の為、政府は、企業経営革新制度を導入することを発表した。この企業経営革新制度により、企業に対し、研究開発、革新及び能力開発に係る活動を行うインセンティブを与えることを目指している。

2023 年度予算案において繰り返されるテーマは、シンガポールの租税及び給付の制度全般における公正性と累進性を維持しつつ、財政収入の増加を図る

⁴ 本稿はベーカーマッケンジー シンガポールオフィスのクライアントアラートを抜粋したものである。より詳細については、当該クライアントアラート "[Singapore Budget 2023: key tax updates](#)" を参照のこと。

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスペルター、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーパーマッペンジャーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チームおよび国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



必要性である。政府は、高価格帯の居住用不動産及び非居住用不動産に関する購入者印紙税率、高級車の追加登録料及びたばこ税を含め、一部の税金を引き上げた。このような変更は、弱者を支えるために、また、不安定な世界情勢においてシンガポールの展望を確保するために、社会における集団的協力が必要であることを示唆している。

重要なポイント

シンガポールは、適用対象企業の2025年1月1日以降に開始する各事業年度から、GloBEルール及びQDMTTを導入する予定である。このQDMTTにより、シンガポールにおける多国籍企業グループの最低実効税率は、15%まで上乗せされる。

パイオニア企業優遇制度、開発・拡張優遇制度、投資に係る所得控除制度、適格デッド型証券制度及び金融セクター優遇制度等、各種税制措置が延長、強化される。

企業に対し、研究開発、革新及び能力開発に係る活動への従事を奨励するため、新たな企業経営革新制度が導入される。この制度の下では、適格活動に基づき生じた適格支出は、400%を上限とする税額控除又は損金算入の対象となるが、通常、400,000ドルの上限が適用される。企業は、税額控除又は損金算入ではなく、課税年度当たりのすべての適格活動について、適格支出総額100,000ドルの上限に基づき、20%相当の非課税の補助金も選択できる。

高価格帯の居住用不動産及び非居住用不動産について、購入者印紙税の限界税率の引き上げがなされた。購入者印紙税率は、2023年2月15日を発効日として、居住用不動産については6%及び非居住用不動産については5%がそれぞれの上限である。

第二の柱の実施及び税制優遇措置の延長

1. GloBEルール（所得合算ルール及び軽課税所得ルール）及びQDMTTの2025年からの実施

財務大臣は、2023年度予算案において、シンガポールがGloBEルール（所得合算ルール（以下、「IIR」））及び軽課税所得ルール（以下、「UTPR」）を含む）、及びQDMTTを実施することを確認した。GloBEルール及びQDMTTは、適用対象企業の2025年1月1日以降に開始する各事業年度に適用される。

財務大臣は、政府が引き続き国際的な進展を注視すると共に、国際的に遅延が生じている場合、実施日程を調整することも明らかにした。政府としては、今後も、企業とのコミュニケーションを密にし、また、上記の各種ルールが発効するのに先立ち、影響を受ける多国籍企業にGloBEルールを理解し、その影響の可能性を検討評価し、さらに経済関連省庁との間で協議の機会を設けるための十分な準備期間を提供出来るような余裕をもった通知を行うことを意図している。

上記の発表は、欧州連合、英国及びスイスを始めとする関係各国が、2024年からGloBEルールを実施する意向を発表したタイミングでなされた。特に、先ごろ、韓国は、国内法にGloBEルールを組み込み成文化しており、また、UTPRも2024年に施行する見込みである。したがって、この発表は、シンガポールとして、同国の税収を確保しかつ国際基準を遵守するが、その一方、GloBEルールを早期に導入することを見合わせる旨の財務大臣の明確な意図を示している。

多国籍企業は、①シンガポールにおける実効税率が15%未満であり、かつ②この多国籍企業の最終親会社（UPE）又は中間親会社（IPE）が、2024年の実施を予定する法域に所在している場合において、シンガポールの2025年の実施日程にもかかわらず、2024年にIIRに基づきトップアップ税を支払う

「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A 案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



こととなる場合は、早急に評価検討を重ねる必要がある。そのため、このような多国籍企業グループは、早急に行動する必要があり、また、事業再構築の選択肢の可能性を検討することや、シンガポールにおいて現在適用されている優遇措置、及び将来の選択肢への影響の可能性を理解するため、シンガポールの経済関連省庁との間で協議を行うことを含め、第二の柱による影響を緩和するよう、暫定的に軽減措置を採用できるかどうかを検討しなければならない。シンガポールにおける実行税率が15%未満であり、かつ、韓国が2024年にUTPRを実施する意向であることを考慮するなら、構成会社が韓国に所在している多国籍企業も、同様の検討を必要とする。

2. 主要な税制優遇措置及び制度の延長

① パイオニア企業優遇制度及び開発・拡張優遇制度の延長

パイオニア企業優遇制度及び開発・拡張優遇制度は、シンガポールにおける2つの主要な税制優遇措置であり、企業に対し、事業運営の拡大、大型投資の実施、及びシンガポールにおける地域本部又は世界本部の開設を奨励するものである。パイオニア企業優遇制度においては、適格活動から稼得される適格所得について免税が適用される。開発・拡張優遇制度においては、特定の適格活動から稼得される適格所得について5%又は10%の軽減税率が適用される。

パイオニア企業優遇制度及び開発・拡張優遇制度は、2023年12月31日の経過後に廃止される予定であった。しかし、これらの優遇制度は、企業に対し、戦略的で、高付加価値の製造及びサービスの活動拠点をシンガポールに置き、これを成長させるインセンティブを引き続き与えるように、2028年12月31日まで延長される。

② 知的財産開発優遇制度の延長

知的財産開発優遇制度は、企業に対し、シンガポールで行われた研究開発活動に起因する知的財産権の商用化を奨励するため、2017年度予算案に計上された。知的財産開発優遇制度においては、修正されたネクサス方式により算定されるとおり、知的財産の適格所得の割合に基づき5%又は10%の軽減税率が適用される。知的財産開発優遇制度は、やはり、2023年12月31日の経過後に廃止される予定であったが、2028年12月31日まで延長される。

③ 投資に係る所得控除制度及び自動化プロジェクト投資に係る100%所得控除制度の延長

投資に係る所得控除制度は、企業が、承認されたプロジェクトに基づき適格固定設備投資を負担する場合、追加的な課税額控除を認めることにより、企業に対し、シンガポールに所在する工場及び生産設備に設備投資を行うインセンティブを与える。

自動化プロジェクト投資に係る100%所得控除制度により、企業は、シンガポール企業庁により承認された自動化プロジェクトにつき、承認された設備投資の金額（助成金を除く）について全額（100%）所得控除の支援を享受できる。この100%投資控除制度は、高性能なハードウェア又はソフトウェアのソリューションの採用等、自動化ソリューションの大規模配備に要した費用を支払うことにより、企業に対し、自動化による経営改革を奨励する。

投資に係る所得控除制度及び自動化プロジェクト投資に係る100%所得控除制度は、いずれも2023年12月31日の経過後に廃止される予定であったが、それぞれ、2028年12月31日及び2026年3月31日まで延長される。

結びに

シンガポールでGloBEルール及びQDMTTが実施される状況において、上記の主要な優遇措置を延長することは、税制優遇措置が、税源浸食及び利益移

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となるとと思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メールにてご連絡ください](#)。



転（BEPS）2.0 プロジェクト後の世界においても、なおシンガポールの経済において重要な役割を担っている旨の財務大臣による明確な意図を示しているものと思われる。

特に、パイオニア企業優遇制度、開発・拡張優遇制度、知的財産開発優遇制度及び投資控除制度の各制度は、GloBE ルールの適用範囲外に分類される多国籍企業（すなわち、全世界の売上が750百万ユーロ未満の多国籍企業）からの海外直接投資を誘致するにつき、今後も有効な財政的手段として存続する。

GloBE ルールに基づき適用対象である多国籍企業の場合、上記の税制優遇措置が利用し得るということは、影響を受けるこのような大規模な多国籍企業は、①シンガポールにおいて現在適用されている税制優遇措置を維持し、今後シンガポールにおいてQDMTTを支払うか、又は②現在適用のある税制優遇措置を終了させることを選択できるというような選択肢を与えることになる。

[最初のページに戻る](#)

香港

2023/24 年度予算案

はじめに

香港のポール・チャン財政官は、2023年2月22日、財政演説において2023/24年度予算案を説明した。本稿では、本予算案に係る税務の動向につき概説する⁵

法人税等に係る改正

1. グローバル・ミニマム課税の導入

ポール・チャン財政官は、OECD 策定の BEPS 2.0 プロジェクトに従って、2025年に、全世界での売上が7億5000万ユーロ以上の多国籍企業グループに対し国際最低税率である15%の税率を適用すること、及び国内ミニマムトップアップ税を導入することを発表した。多国籍企業グループが早期に対応を準備できるよう、政府による協議が実施される予定である。

2. 株式の譲渡益に係る課税の強化

政府は、予見可能性を高めるために、株式の譲渡から生じるオンショアでの所得が法人税の課税対象となるかについて、より明確な指針を示すこととしている。この指針は2023年3月中旬に公表されることが予定されている。

3. パテントボックス税制の導入

政府は、より多くの研究開発活動及び特許発明の創出を奨励するため、研究開発活動を通じて生み出された適格特許から香港において得られた利益に対する税優遇措置を提供する、パテントボックス税制を導入する。2024年前半に香港特別行政区立法会（以下、「立法会」）に改正法案を提出するため、2023年に意見交換が行われる予定である。

⁵ 本稿はペーカーマッケンジー 香港オフィスのクライアントアラートを抜粋したものである。より詳細については、当該クライアントアラート"[Hong Kong: Budget 2023/24 - Key Tax Highlights](#)"を参照のこと。

4. 航空機リース優遇税制の強化

政府は、既存の航空機リース優遇税制を強化するため、2023年第4四半期に立法会に法案を提出する。この法案の内容には、航空機の取得費用の税額控除並びに航空機リース活動を含むリースの範囲の拡大が含まれる。

5. ファンド及びキャリートインタレストに対する税優遇措置の見直し

ポール・チャン財政官は、ファンド及びキャリートインタレストに適用される現行の税優遇措置を見直すことを表明した。現段階では、詳細は明らかにされていない。

6. 電波利用料についての税額控除の導入

政府は、電気通信ネットワーク事業者による、通信サービス向上のためのインフラ投資を奨励するため、電波の落札者が支払う電波利用料の税額控除を導入する。

7. 高齢従業員についての MPF（強制積立金）拠出に対する税額控除の拡大

政府は、雇用主が高齢者を新たに雇用し又は雇用し続けることを奨励するため、65歳以上の従業員について雇用主が行った自発的な MPF 拠出について、税額控除額を現状の 100%から 200%へ引き上げる。

8. 一時的な法人税の軽減措置

2022/23年度の法人税は、6,000 香港ドルを上限として、100%減額される。

印紙税について

1. 居住用・非居住用不動産の譲渡に係る印紙税額の変更

香港の永住者が初めて不動産を購入した際に適用される、居住用及び非居住用不動産の譲渡に課される印紙税は、以下の通りに直ちに改定される（限界控除（Marginal relief）は考慮されていない）。

| 税率 | 譲渡対価の額又は価値のいずれか高い方 | |
|---------|----------------------------------|----------------------------------|
| | 改正前 | 改正後 |
| HK\$100 | HK\$2,000,000 まで | HK\$3,000,000 まで |
| 1.50% | HK\$2,000,001～HK\$3,000,000 | HK\$3,000,001～HK\$4,500,000 |
| 2.25% | HK\$3,000,001～HK\$4,000,000 | HK\$4,500,001～HK\$6,000,000 |
| 3.00% | HK\$4,000,001～HK\$6,000,000 | HK\$6,000,001～HK\$9,000,000 |
| 3.75% | HK\$6,000,001～ HK\$20,000,000 | HK\$9,000,001～ HK\$20,000,000 |
| 4.25% | HK\$20,000,001 以上 | HK\$20,000,001 以上 |

[最初のページに戻る](#)

ベトナム

新マネーロンダリング防止法

2022年11月15日、ベトナム国会で従来のマネーロンダリング防止法（以下、「旧法」）に代わる新マネーロンダリング防止法（以下、「新法」）が可決され、2023年3月1日から施行された（以下、「本改正」）。

本改正は、金融活動作業部会（FATF）の勧告を実施するために行われた。草案ではP2Pレンディング（融資型クラウドファンディング）のプラットフォーム及び仮想資産サービスの提供事業者に対する規制の導入が検討されたものの、これらに対する規制の導入は最終的に見送られた。もっとも、新法の中では、今後政府が国会常任委員会の承認を得たうえで、新法で規制されていない新たな活動のうち、マネーロンダリングの危険をもたらすものについて、規制の対象とすることが言及されている。

本改正には、次に挙げる重要な変更が含まれている。

- 報告が義務付けられる事業者（以下、「報告事業者」）の範囲
- 政府によるマネーロンダリングリスクの評価（以下、「AML評価」）及び報告事業者によるAML評価に関する要求事項
- マネーロンダリング対策
 - 高額取引、疑わしい取引、疑わしい兆候の報告、及び報告期限
 - 顧客データの保持義務
- マネーロンダリングの防止と撲滅に関する州当局の責任

報告事業者の範囲

旧法で報告事業者とされている預金、ローン、ファイナンス・リース等のサービスを提供する金融機関に加え、新法では、決済の仲介を行う機関（デジタルウォレットサービス、回収・決済サービス等）も正式に報告事業者に含まれることとなった。従来これらの事業者は、マネーロンダリング防止法の多くの条項を具体化した政令により報告事業者とされていた。なお、新法では、「生命保険業」を営む事業者が旧法下に引き続き報告事業者に含まれる一方、保険業を営む報告事業者に関する規定からは、「生命保険に関連する投資活動」の文言が削除されている。

政府によるAML評価及び報告事業者によるAML評価についての新たな要求事項

新法では、政府が5年ごとに実施するAML評価について、新たな要求事項が規定されている。政府によるAML評価は、ベトナム国家銀行（SBV）が主導し、他の関連省庁と協力して実施される。

報告事業者自身も、自らAML評価を実施し、その結果を毎年更新しなければならない。報告事業者が法人である場合には、AML評価の結果及び関連する更新事項（以下、「AML評価結果等」）は、報告事業者の内部規制に基づき承認を受ける必要がある。報告事業者は、AML評価結果等を、すべての部署・オフィスにおいて、又は当該事業者のシステムを通じて一般に公開しなければならない。ベトナム国家銀行並びに報告事業者の所在地を管轄する省庁及び州当局の支局へも報告しなければならない。報告事業者は、報告事業者が個人である場合にはAML評価の完了から45日以内に、法人である場合にはAML評価の承認日から45日以内にAML評価の結果を報告しなければならない。

ベトナム国家銀行の総裁は、報告事業者がAML評価を行うための基準と方法について詳細を公表する予定である。

マネーロンダリング対策

1. 本人確認情報

新法では、報告事業者が本人確認を実施すべき顧客の種類が拡大され、顧客の属性毎に要求すべき本人確認情報が明確にされるとともに、本人確認情報として「顧客と報告事業者との取引関係の目的及び性質」が追加されている。

また、新法では、報告事業者が、本人確認情報と突合するために、法律の規定に基づいて、関係当局等の機関を通じて国のデータベースから情報を収集し、又は第三者から情報を収集することが認められている。法人の顧客については、その他の情報源の中から、創設者、代表者、実質的支配者、定款に関する文書及びデータを利用することも認められている。

報告事業者は、本改正後も、旧法下と同様、本人確認情報の検証を他の機関に委託することができる。新法では、報告事業者に対して、委託先が法律に従って守秘義務を負うことを確実にするとともに、委託先による本人確認情報の検証結果に責任を負うことが義務付けられている。

旧法では、報告主体が仲介者を通じて本人確認を実施することが認められていたが、新法では「仲介者」ではなく「第三者」という用語が用いられている。第三者が満たすべき要件が規定されているのは改正前と同様である。また、新法では、第三者が金融機関であるか、金融機関の子会社である場合について、新たな要件が追加されている。

2. マネーロンダリングのリスクに応じた顧客の分類

報告事業者は、AML 評価の結果に基づいて、マネーロンダリングのリスクを管理するための手順を定めなければならない。当該手順には、顧客のマネーロンダリングのリスクを低・中・高に分類するための基準と、顧客のリスクレベルに応じて適用される関連措置が規定されなければならない。

3. 重要な公的地位を有する者、コルレス銀行、新商品・サービス

本改正では、重要な公的地位を有する者の範囲が、諸外国の国家機関・団体の上級職に加え、国際組織の上級職に就く政治的影響力を有する外国人にも拡大されている。また、新法では、報告事業者が重要な公的地位を有する者及びその関係者に対して適用すべき要件が加重されるとともに、報告事業者が、ベトナム国家銀行が公表する以外の情報源を利用できることも規定されている。

また、新法では、重要な公的地位を有する者及びその関係者、コルレス銀行、新製品・サービス、革新的技術を用いた既存の製品・サービスについても、報告事業者がこれらに対し適用すべき追加的な要件を定めている。

4. 高額取引、疑わしい取引、疑わしい兆候の報告及びその期限

旧法と同様、新法では、報告事業者は、高額取引や疑わしい取引を実行する際に、ベトナム国家銀行に報告しなければならない。新法では、報告義務の対象となる疑わしい取引の要素が明確化されており、当該取引が訴追を受けた者又は有罪判決を受けた者の請求により行われた、あるいは、当該取引における資産が訴追を受けた者又は有罪判決を受けた者に帰属するという合理的な根拠がある場合、又は当該根拠を知った場合などが挙げられている。

また、新法では、疑わしい取引の兆候について一般的なものが規定されるとともに、銀行業、決済仲介業、生命保険業、証券業、景品付きの遊戯事業、不動産業など、業種ごとに疑わしい取引の兆候を規定している。

さらに、本改正では、報告期限についても変更が加えられている。新法では、報告事業者は、高額取引や電子送金の届出は取引日から 1 営業日以内、

疑わしい取引の届出は取引日から3営業日以内又は疑わしい取引が発覚した日から1営業日以内に報告しなければならない。犯罪とのつながりが示唆される疑わしい取引が顧客からの要請により発覚した場合、報告事業者は、発覚から24時間以内に関係各局及びベトナム国家銀行に報告しなければならない。

5. 顧客情報の保持義務

新法では、旧法と同様、マネーロンダリング対策のために保有すべき情報や文書の種類が明確にされており、情報の保管期限も引き続き5年とされている。また、報告事業者の役職員は、疑わしい取引の存在や取引に関連する情報をベトナム国家銀行に報告したことに係る情報を開示してはならないことが規定されている。

マネーロンダリングの防止と撲滅に関する当局の責任

ベトナム国家銀行は、従来と同様、マネーロンダリング対策の中核となる国家機関である。ベトナム国家銀行はマネーロンダリング対策のために公安省と連携し、テロ及びテロ資金に関連する情報共有を行う。防衛省はベトナム国家銀行と協働し、大量破壊兵器拡散金融に関する組織及び個人のリストを作成する。加えて、新法では、財政省、建設省、商工省、計画投資省、内務省、外務省、情報通信省等の関係省庁や人民検察院、人民裁判所、人民委員会などの国家当局の責任についても規定されている。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

米国

米国の経済的実体の原則に関する罰則の強化の可能性

IRSは、移転価格事案における経済的実体の原則と関連する罰則の判定を強化することを示唆

概要

米国内国歳入庁（以下、「IRS」）は、移転価格に関する論争をより積極的に展開するための土台を築きつつあり、最近、経済的実体の原則と関連する罰則をより積極的に適用することを検討している。経済的に意味のある関連当事者間の取り決めに対して、IRSがこの原則をどのように適用するかは不明であるが、IRSのこの警告は真剣に受け止めるべきであり、この新しいアプローチは間もなく税務調査の段階で明らかにされると思われる。実際、現在係争中の関連者間取引に関する訴訟では、IRSは経済的実体の原則を自らの主張の柱とし、米国歳入法（以下、「IRC」）482条（移転価格税制）に基づく自身の裁量は副次的なものにすぎないとした（例：*Perrigo Co. v. United States*, No. 1:17-cv-00737 (W.D. Mich. 2021)）。

最近のIRSの声明とガイダンス

2022年11月15日、米国弁護士協会・税務部門のフィラデルフィア税務会議において、IRSの大企業・国際部門（以下、「LB&I」）のHolly Paz長官代理は、IRSが移転価格紛争においてより頻繁に経済的実体の原則を適用する予定であることを示唆した。Paz氏は、移転価格訴訟における最近のIRSの「成功」を受けて、「我々は、見せかけの取引における経済的実体、及び罰則の強化について検討している」と述べた。

このPaz氏のこの発言は、米国公認会計士協会の全米税務会議において、納税者は移転価格紛争においてIRSがますます罰則を強化することを想定すべきであると警告した2週間後のことであった。そして先の2022年4月の

LB&I メモランダム (LB&I-04-0422-0014) で、IRS は、経済的実体の原則と関連する罰則を適用する前に「役員レベルの」承認を必要とする長年の要件を解除した。

経済的実体の原則の適用を検討する税務調査官を支援するため、2022年4月のLB&I メモランダムでは多くの要因を挙げ、「経済的実体の原則の適用が適切であることを示す傾向がある」ものとして、次のような関連する取引を挙げている：

- 非常に高度化されている；
- 不必要と思われる取引を含んでいる；
- 非関連者とは独立企業間価格ではない；
- 現在価値ベース（税引前）では意味のない経済的変化をもたらす；及び
- 連邦税制上の優遇措置を除けば、信頼できる事業目的を持っていない。

それらの要因は、10年以上前のIRSの経済実体に関するガイダンス (LB&I-4-0711-015, 7/15/11) の内容をほぼ再現している。しかし、2022年4月のLB&I メモランダムでは、税務部や外部のアドバイザーによって推進、開発、管理されている取引については削除されているのが特徴的である。この要因が削除された根拠は示されていない。

経済的実体の原則と移転価格紛争への適用

経済的実体の原則は、IRCの文字通りの解釈には従っているが、議会が意図したものと矛盾している特定の節税目的の取引を無視するために、司法当局が作った乱用防止法として始まったものである。成文化される前の形態では、この原則は一般的に、客観的な経済的実体と主観的な事業目的という2つの要素を満たす取引を要求していた (*Frank Lyon Co. v. United States*, 435 U.S. 561 (1978)を参照)。

議会は、2010年医療・教育調整法 (2010 Act) の一部として、経済的実体の原則を7701条(o)として成文化した。成文化された経済的実体の原則では、以下の場合に取引に経済的実体があるとされている：(1)「その取引によって納税者の**経済的地位**が（連邦所得税の影響とは別に）意味のある形で変化する」、(2)「納税者が（連邦所得税の影響とは別に）その取引を行う**実質的な目的**を有する」（**太字追加**）。

IRSは、移転価格のケースで経済的実体の原則の適用を控えめにしてきた経緯がある。実際、議会は7701(o)条をIRC 482とは別に運用することを想定していた。2010年法の下院報告書と税制合同委員会の報告書の両方で、議会はいわゆる「エンジェル・リスト」を作成し、特定の取引を経済的実体の原則から免除した。そのリストの一例として、「IRC 482の独立企業間原則及びその他の適用される概念が満たされることを条件として、取引において関連者を利用することを選択すること」が挙げられている。したがって、議会は、IRSが既にIRC 482を通じて関連者取引に対処する十分な権限を有しており、7701(o)は運用上別個のものであると認識していた。

しかし、最近の移転価格の事例では、IRSは経済的実体の原則の限界を試し、その輪郭を拡大することを奨励しているかのようである。*Perrigo*のケースは、IRSが試みようとする移転価格についての戦略の潜在的な研究材料となる。この訴訟では、L Perrigo Companyが2006年に2005年の非関連者契約に基づく権利を関連者に譲渡したことに端を発する。IRSは、この譲渡は経済的実体を欠き、IRC 482に基づく独立企業間価格でないと主張した。したがって、IRSは、経済的実体の原則をすでに統合しているIRC 482の枠組みを根底から覆し（米国内国歳入法規則 § 1.482-1(d)(3)(ii)(B) 参照）、経済的実体の原則の柔軟なアプローチをIRC 482の外でより容易に適用できるようにした。*Perrigo*は現在進行中であり、連邦地裁は最終的に競合する制度や

アプローチを調和させる必要がある。また、連邦地裁の判断の判例的価値はその管轄に限られるかもしれないが、税務調査や IRS Appeals、その他の場での論争を左右するであろう。

移転価格紛争における経済的実体の罰則について

IRS の移転価格に関するアグレッシブな行為は、正確性関連の罰則にも及んでいる。Paz の「IRS は移転価格のケースでより積極的に罰則を主張する」というコメントや、2022 年 4 月の LB&I メモランダムで、経済実体関連の罰則について役員レベルの承認を必要とする要件を解除するなど、IRS はますます攻撃的な姿勢に転じている。

経済的実質の罰則制度は機械的であり、容赦がないことで有名である。IRC 6662(b)(6)により、IRS は 7701 条(o)の経済的実体を欠く取引から生じる過少支払額に対して 20%のペナルティを課することができる。この罰則は、関連する取引が税務申告書 (Form 8275 又は 8275-R) に適切に開示されていない場合、40%に引き上げられる (IRC 6662(i)(1)及び(2))。経済的実質の罰則には、合理的な理由や Good faith による抗弁はなく、実際に「外部からの意見や社内での分析は、その取引が経済的実体を欠く、又は類似の法律の規則の要件を満たさないと判断された場合、罰則の賦課から納税者を守ることはできない。」とされている。H.R. Rep. No. 111-443, at 304 (2010)を参照。したがって、納税者が関連する取引の事業目的を説明する十分な同時文書 (移転価格ドキュメンテーションを含む) や、納税者がアドバイザーを合理的に信頼しているかにかかわらず、IRS は経済的実質の罰則を主張することができる。

推測される影響

IRS は移転価格紛争に対する戦略を進化させ、そのようなケースで新たな議論を展開する意欲を示しており、この問題は依然として IRS の標的であることがわかる。税務部門は、IRS の最新の見解に対応できるよう調整し、関連者取引やサプライチェーンの事業目的について、税務調査においてより深く説明する必要がある。また、税務部門は、IRS が IRC 482 の現実的な代替原則と経済的実質の原則を融合させようとしていることに注意する必要がある。経済的実質の原則は、納税者が別の方法で取引を構成できたというだけの理由で発動されるべきではない。

また、税務部門は、しっかりした移転価格の同時文書化を維持し続ける必要がある。この文書には、IRS の警告に照らして、複雑な取引や構造の事業目的についてより詳細に説明する必要がある。このような移転価格文書が調査の初期に考察されることで、IRS の誤解が税務調査においてさらに深まってしまうことを防ぐことができる。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

ドイツ

金融セクターの所有者管理規則の変更

2022 年 12 月 28 日、ドイツ銀行法第 2c 条 (Kreditwesengesetz (KWG)) 及びドイツ保険監督法第 17 条 (Versicherungsaufsichtsgesetz (VAG)) に基づく届出に関する規則である、所有者管理規則 (Inhaberkontrollverordnung) の重要な改正が施行された。改正された所有者管理規則は、提出すべき文書及び宣言の範囲を拡大する一方で、届出の対象となる文書及び宣言のいくつかを簡略化した。

今後の見通しとしては、リスクが低いとみられる特定のケースにおいて、届出手続が緩和されることとなる。しかし、一般的には、買収者 (特に政府基

金、プライベートエクイティファンド、ヘッジファンド)にとって、ドイツ連邦金融監督当局(BaFin)やドイツ連邦銀行に対する届出と情報提供の義務は、従来より重い負担となると考えられる。規制リスクの低い買収の場合において、改正による手続の緩和により規制当局の承認取得に要する時間が短縮されるかどうかは、現時点では不明である。

所有者管理規則の概要

所有者管理規則は、ドイツの信用機関、金融機関、保険会社又は年金基金について、単独で又は他の個人若しくは買収者である企業とともに相当数の持株を取得しようとする場合、又は既存の相当数の持株を増加しようとする場合で、持株数が議決権又は資本の20%、30%、50%に達し若しくは上回る場合、又は当該金融機関を自己の支配下に置くこととなる場合に適用される届出要件を詳細に規定する。さらに、ドイツ銀行法第2c条に定める手続は、決済サービス及び電子マネー機関並びに証券取引所の運営会社における相当の持株数の取得の場合にも、遵守する必要がある。

上記の手続は、持株の間接的な取得の場合も対象としており、買収者が規制対象外の企業の株式を取得し、当該企業が規制対象の企業に資本参加している場合についても適用されるので注意が必要である。

当該対象企業の買収者は、ドイツ連邦金融監督当局及びドイツ連邦銀行に対し、遅滞なく、上記買収の意図について書面で通知しなければならない。信用機関の場合における単一監督メカニズム(SSM)の下では、ドイツ連邦金融監督当局に対する書面の通知は欧州中央銀行(ECB)が実施する手続の一部に過ぎず、最終的には欧州中央銀行がドイツ連邦金融監督当局の提案に基づき決定を下すこととなる。

所有者管理規則は、ドイツのリスク低減法(Risikoreduzierungs-gesetz; RiG)により実施されるドイツ銀行法及びドイツ保険監督法への改正を反映しており、欧州銀行監督局(EBA)、欧州証券市場監督局(ESMA)及び欧州保険・企業年金監督機構(EIOPA)の「金融セクターにおける買収及び適格株式保有の増加慎重な評価に関する共同ガイドライン」を考慮したものである。

単一監督メカニズムの下、欧州中央銀行は新たに資本要求規則(CRR)の対象となる信用機関の適格株式保有に異議を申し立てるか否かを決定する責任を負うこととなったところ、単一監督メカニズム施行後、この点については所有者管理規則にまだ反映されていなかったため、修正がなされた。

1. 提出書類の範囲

提出すべき書類及び宣言の範囲は、全体的に拡大している。例えば、新任の管理職とその職務権限について、より包括的な情報の提出が求められること等があげられる。

EU非加盟国を本拠地とする買収企業、あるいは政府系ファンド、プライベートエクイティファンド、ヘッジファンドなどの買収企業に関して、提出を要する情報や文書について、新たな義務を課す条項が導入された。さらに、買収者及びその経営陣の信頼性に関するより詳細な情報の提出が必要となった。

2. 連結ベースでの監督の範囲

新たな要件として、届出書には、株式の取得が連結ベースでの監督範囲に及ぼす影響の分析を含める必要がある。また、株式の取得又は増加後に、どのグループ会社が連結ベースで監督の対象となるか、及び当該グループ内のどの段階で連結ベース又は準連結ベースでの監督が実施されるかに関する情報も提供する必要がある。

3. 追加資本

新たな規制の下では、事業計画の一環として、買収者は、将来において買収対象企業に対し必要に応じて追加資本を提供する意思と能力について説明しなければならない。

4. 提出書類・情報の削減

今回の改正において特に重要なのは、低いリスクの買収の場合において、事務処理が大幅に削減されている点である。このような場合、情報の提出・再提出の負担が大幅に軽減されている。特定の条件が満たされている場合、例えば、当該文書及び宣言が依然として有効である場合等においては、買収者は提出した文書及び宣言を再提出する必要がなくなる。

関連する期間は1年から2年に延長され、保有者が間接的な適格株式保有から直接的な適格株式保有に移行した場合、又はグループ内組織再編の場合は、当初の提出時期にかかわらず、文書の再提出は不要となる。ただし、これは、買収について通知する義務自体を免除したのではなく、特定の補助的な書類の提出を免除したにすぎない点には注意が必要である。

所管当局は、当該買収者の対象企業における持株保有が間接的なものにとどまり、かつ当該買収者がグループのトップ企業ではない場合、グループ企業である買収者の事業計画の提出を免除できる。このような場合、対象企業がファクタリング会社又はファイナンス・リース会社であれば、対象企業における持株の保有が間接的なものにすぎず、買収者がグループの親会社にあたらない場合又は買収がグループ内において行われるものである場合、所有者管理規則第16条12項に基づき、その他の宣言及び文書の提出が完全に免除される。

5. 意図しない買収及び意図しない持株数の増加

所有者管理規則第17条第1項1文第3号により、意図しない買収及び意図しない持株数増加についても報告義務の範囲が拡大された。

[最初のページに戻る](#)

5. ESG/ Sustainability

シンガポール

2022年電気自動車充電法の成立

電気自動車（以下、「EV」）の充電における安全性、信頼性及びアクセシビリティの確保並びにEVの充電に関するインフラストラクチャーの充実に目的とする2022年電気自動車充電法（Electric Vehicles Charging Act 2022）（以下、「本法」）が2023年1月に成立した。同法は2023年後半に施行される予定である。

本法は、EVに関する固定式充電器及び移動式充電器の双方に適用され、その概要は以下のとおりである。

- 国内供給されるEV充電器は、国内基準であるTechnical Reference 25を満たす認証済のものでなければならない。
- 認証されていないEV充電器に関する広告は禁止され、その違反についてはシンガポール陸上交通庁（Land Transport Authority）（以下、「LTA」）による行政処分の対象となる。

- EV充電器の管理者は、シンガポールにおける使用開始前に当該EV充電器をLTAにおいて登録し、かつ、登録後は、登録された充電器について定期的に検査を受け、検査済証を取得しなければならない。
- EV充電設備の運営者は、EV充電サービスの提供に関する許可を取得しなければならない。当該許可を与えるかどうかに際して、LTAは、許可申請者がシンガポールにおいて複数のEV充電設備を運営する意図を有するかどうかや、許可申請者が使用予定のEV充電器その他の設備の安全性などの諸般の事情を勘案する。また、許可に際しては公的責任に関する保険への加入等の一定の条件が課され得る。当該許可の有効期間は3年間である。
- 一定の建物等開発事業者は、開発される建物等におけるEV充電設備の提供を義務付けられる。
- 分譲集合住宅の管理法人におけるEV充電器の設置に関する決議要件を単純多数へ緩和する。ただし、当該管理法人とEV充電設備の運営者との間のリース契約の期間が10年を超えないこと及び当該管理会社における積立金が取り崩されないことが条件とされる。

なお、同法の施行後も、経過措置として、既存のEV充電器の供給者は認証されていないEV充電器の提供を6か月間に限り継続でき、また、既存のEV充電設備の運営者は12か月間に限り無許可で営業を継続できることとされる。

[最初のページに戻る](#)

米国

役員報酬と業績の関連性についての開示に関するSECガイドラインの公表

米国証券取引委員会（以下、「SEC」）は、2023年2月10日、Regulation S-K Item 402(v)に基づく役員報酬と業績の関連性（pay versus performance）についての開示（以下、「PVP開示」）に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」）を公表した。

ウォール街改革、及び消費者保護に関する法律（Dodd Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act）は、SECに対して、PVP開示の義務化を求めており、SECはPVP開示に関するRegulation S-Kの最終改正案を2022年8月25日付で公表している。

PVP開示においては、named executive officers（CEO、CFO、CEO・CFO以外で報酬額上記3位の業務執行役員など）（以下、「NEO」）に対して支払われた役員報酬と業績の関連性に関する所定の表を付すことが求められる。当該表においては、①直近5事業年度においてCEOに支払われた役員報酬の総額及びそれ以外のNEOに対して支払われた役員報酬の平均金額（いずれも企業年金や株式報酬については一定の調整がされる）や、②開示者及び同業他社の株主総利回り（total shareholder return）、③純利益、④NEOに対して支払われた役員報酬と直近の事業年度における業績との関連性を検討する上で最も重要と開示者が判断する財務指標（株主総利回り及び純利益を除く）の記載が求められる。また、上記表に加えて、NEOに対して支払われた役員報酬と業績の関連性に関する一定の説明や、役員報酬と業績の関係性に関して開示者が用いる3つから7つの指標（非財務指標も認められるが、少なくとも3つの財務指標が含まれる必要がある）の一覧表も必要である。そして、本ガイドラインにおいては、上記のようなPVP開示において参照される役員報酬の金額や各財務指標などの算定に関する細かな指針が定め

られており、PVP 開示を今後行う SEC 登録会社にとって本ガイドラインの参照は必須となる。

PVP 開示は、SEC 登録会社が 2022 年 12 月 16 日以降に終了する事業年度に関して提出する委任状説明書（proxy statement）又は情報説明書（information statement）から実施されることになる（なお、本ガイドラインによると PVP 開示を年次報告書（Form 10-K）に含めることは不要である）。

[最初のページに戻る](#)